

事後審査型一般競争入札 入札説明書
(委託業務)

事後審査型一般競争入札については、関係法令および業務ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 業務概要

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

本公告で余裕期間（契約締結日から業務開始日の前日までの期間）を設定して実施する業務である場合、公告記載の全体履行期間とは、契約締結日より5日以内の日から実履行期間の終期日までの期間をいい、終期日とは後片付け期間の末日をいう。低入札価格調査等により実履行期間内に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しない。

2 競争参加資格

競争参加希望者は、本公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種および部門、ならびに順位または評点

「業種」とは、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日において最新のもの。以下「名簿」という。）に登録されている業種であり、本公告に定める業種にて名簿に登録された営業所であること。

「部門」とは、名簿に登録されている部門であり、本公告で定める場合には、該当する部門での登録を満たすこと。

「順位」とは、名簿で定める各業種、各部門の順位であり、本公告で定める場合には、該当する順位を満たすこと。

「評点」とは、名簿で定める各業種の評点であり、本公告で定める場合には、該当する評点を満たすこと。

表1. 名簿における業種および部門の一覧

コンサルタント等業務

業種区分	部門区分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理
設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査（土木）	

土木施設維持管理業務

業種区分
除草
剪定
清掃
下水道維持

(2) 地域要件

本公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。

なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(3) 配置予定技術者等の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告3で満たすことを証する資料を求めた場合は、該当する資料を入札書の提出期間に入札執行者に公告に定める方法で提出すること。

(4) 参加する者に必要なその他の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告3で満たすことを証する資料を求めた場合は、該当する資料を入札書の提出期間に入札執行者に公告に定める方法で提出すること。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止等による履行期限の延長を行い、業務完了日が入札公告日の前日以降となった業務については、一時中止を実施する前に予定していた履行期限をもって業務が完了し、完了を報告したものとする。その場合、発注者より通知した業務一時中止通知書等その内容が確認できる資料を提出するものとする。

(5) 工事請負者との関連に関すること

本公告に定める工事請負者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「この工事請負者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該工事請負者の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている建築設計監理業者

イ 設計業者の代表権を有する役員が当該工事請負者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建築設計監理業者

(6) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 組合が入札した場合において、その組合員でないこと。

オ 公告の日以前3ヶ月において、滋賀県が定める委託業務等成績評定実施要領に基づき通知した評定点が60点未満でないこと。なお、この場合の成績評定通知は平成29年4月1日以降に入札公告を行った業務委託で、入札公告の競争参加資格に定めるものと同じ業種区分に限る。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。なお、当該書面は、公告で定める受付場所、受付期間および提出方法により提出すること。郵送またはファクシミリにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合がありますので注意すること。

4 提出書類

(1) 書類の提出

入札参加希望者は、次の書類を入札開始前までに持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

ア 誓約書

様式については、発注者が提示したものを使用すること。なお、誓約書については、商号または名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には滋賀県財務規則第199条第1項に該当するものとし、その者の入札を無効とする。

イ 所属技術者リスト

様式については、発注者が提示したものを使用すること。公告日において有効であり、かつ、最新のものを入札に先立って入札執行者に提出すること。提出がない場合、公告で示す資格要件が確認できないものは、入札に参加することができない。

(2) 確認資料の提出

本公告において、確認資料の提出を求めた場合には、提出期間内に指定の場所に公告で指定する方法により提出すること。なお、提出後の再提出は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。郵送により提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

5 入札手続

入札については、公告に定めるほか公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程および公立大学法人滋賀県立大学建設工事入札執行要領により執行する。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める。なお、郵便入札は認めない。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は、入札書と同時に積算内訳書を提出すること。積算内訳書は、発注者が提示したものを使用すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。ただし、すべての入札者について提出されたことの確認を行う（検算は行わない）。

確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。（公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「契約規程」という。）第15条第10号関係）

ア 積算内訳書の送信または提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に商号または名称等（押印も含む）の必要事項の記入が無い場合。（入札書と同じ記載であること。）

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

(4) 委任状

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所・氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(5) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。なお、正式な競争参加資格の確認は、再入札の開札後に落札候補者についてのみ行う。

イ 再入札の際には積算内訳書および確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出を不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した確認資料等を確認することとし、(3)に該当した場合は無効とする。

ウ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(6) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第15条の規定に該当する入札

イ 確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 公立大学法人滋賀県立大学建設工事入札執行要領に違反した入札

(7) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、開札を行うものとする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施し、落札者を決定する。

(8) 落札決定の保留

開札後に(9)の競争参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

(9) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して、書面(様式は自由)によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間、提出場所および提出方法により提出すること。郵送またはファクシミリにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(10) 競争参加資格に係る再苦情申立て

(9)の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、理事長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、提出場所等は(9)と同じ。

(11) 落札者の決定方法

ア 公告で「制限を設けない」と定める場合

落札者の決定に当たっては、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 公告で「最低制限価格制度を適用」と定める場合

落札者の決定に当たっては、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程の規定により設けられた最低制限価格未満の価格の入札者は失格とし、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 最低制限価格または調査基準価格

最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格、または低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、落札決定した後に予定価格と同時に公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(2) 契約保証金

ア 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この業務の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2(6)アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

(4) 支払条件

ア 公告において、前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が250万円未満になったときは前金払または部分払を行わない場合がある。

イ 本公告で余裕期間を設定して実施する業務である場合、業務開始日の16日以前は前金払を行わない。

(5) 所得税の取扱い

個人に対する支払いで、業務内容が所得税法(昭和40年法律第33号)第204条第1項第2号に規定する報酬・料金に該当する場合は、支払者において当該支払額にかかる所得税を源泉徴収する。

(6) 現場説明会

行わない。

(7) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

(8) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

なお、違反した場合、入札は無効とする。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）または入札書、積算内訳書その他の提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(9) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件

特記仕様書のとおり

(10) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

以上